

部活動安全対策マニュアル

令和7年6月2日
種市高等学校

1 基本的な安全対策の考え方

運動部活動については、部顧問・部活動指導者・外部指導者（以下、指導者という）、生徒が部活動の意義や本校部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルールづくりや情報共有など、関わるすべての者の協力体制のもと、組織的に取り組むことが重要である。

2 事故防止・安全確保に配慮した適切な指導を徹底すること

- (1) 運動部活動中においては、指導者は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の部の指導者と連携、協力し、あらかじめ指導者と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること。
- (2) 日常の活動については「部活動日誌」等を活用し、活動内容の把握に努めることとする。
- (3) 生徒が練習内容や方法、安全確保のための取り組みを考えたり理解しておくことが出来るように事前に指導すること。
- (4) 部顧問以外の教員が立ち会う場合や生徒が自主的に活動する場合は、危険性が低い内容とし、練習内容や練習法を具体的に指示したうえで部活動を行うこと。

3 事故発生の未然防止

(1) 運動・スポーツにおける事故の要因

運動やスポーツには、楽しさや爽やかさを味わうことが出来る反面、それぞれの種目特性において、用具を用いたり、激しい身体接触が伴うなど危険と隣り合わせになる場合もある。

そのため指導者も生徒も、実施する種目の危険性やそれを防ぐための方法等について、十分理解する必要がある。さらに、運動経験の浅い生徒（初心者）にとって危険を予測したりすることは困難であることから、指導者が危険を予測し、安全性を確保しながら、生徒が適切に対処できる能力を育成することが大切である。

(2) 健康管理

健康管理については、定期健康診断の結果及び保護者、生徒からの健康相談等から生徒の身体状況や健康状態を正確に把握することが必要である。特に怪我や既往症、心疾患等については、教員・家庭・医師との連携を図ることが大切である。

また、生活リズム、栄養、休養及び睡眠などの基本的な生活習慣を望ましいものにするよう健康管理の指導を行う必要があり、生徒に対し日頃より自分の健康状態を把握し、身体の調子を自覚し、決して無理をしないことを心がけるよう指導することが必要である。

(3) 部活動間の危険性の共通理解

日常的に繰り返される練習については、危険に対しての意識が低くなることが考えられる。複数の部が活動場所を共有して使用する場合は、安全対策について共通理解をすることが必要である。約束事や活動の制限事項等については、練習の開始前に確認し、練習後には危険性を感じたことなどについて確認するとともに、部活動間で常に共通理解を図ることが大切である。

(4) 施設・設備・用具等の安全点検

活動中の事故防止には、施設・設備・用具等の事前の安全点検が必要である。活動にあたっては指導者と生徒がともに施設・設備の安全確認をすることが大切である。

安全点検の最終的なねらいは、事後措置にあることから、この措置にあたっては使用現場の変更、立入禁止、使用禁止などの対応を速やかに行い、危険の程度や状態によっては危険表示の明示、修繕または取り替え、危険物の撤去などが早い段階で行われるようにすること。

(5) 安全配慮

部活動を実施する現在の環境や条件等を踏まえ、安全配慮義務を履行する必要がある。

(6) 生徒の危険予見・回避能力の育成

危険を予見し回避するには、指導者だけでなく、生徒自身が安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力や判断力を高め、安全についての適切な意思決定や行動選択が出来るようにすることが必要である。

そのためには指導者が安全指導や注意喚起を繰り返し行うことが必要である。それらの活動を通して安全に行うための判断力や身体能力等を育成し、生徒自らが危険を予見・回避することが出来るように指導することが重要である。

4 運動部活動における安全対策状況調査結果を踏まえた安全対策のポイント

(1) 陸上競技部（投てき種目）

予想される危険	・他の種目と練習場を共用で使用するにより、投てき物が他の選手に衝突する危険性がある。 ・後ろ向きの準備局面から投動作に入る場合、直前の前方確認を怠りやすい。 ・回転系は前後左右 360 度に大きく失投する可能性があり危険である。 ・網状の防護ネットには「たわみ」があり、投てき物が当たった場合に 1～2 m ほど伸びるので、ネット間近にいることは危険がある。
事故防止対策	・他の部活動や種目等と時間帯や練習場を分けるなどの対策を講じる。 ・サークル以外では試技をしない。 ・投てき者は確実に周囲の安全を確認し、大声で「行きます」又は「投げます」と周知し、必ず自ら前方と周囲の者の反応を確認する。すべての安全が確認できた時に初めて投てき動作に入る。 ・周囲の者は投てき物が落下するまで投てき物から目を離さない。
県内の取組事例	・設備がない場合や活動に支障があるなどの理由で、投てき種目の環境が充実した近隣校や公共施設を利用している。 ・練習場所を共用している場合、「グラウンド使用ルールの策定」「投てき方向の工夫」などの対策を講じ実施している。 ・声が聞き取りづらい状況の場合には、ハンドマイク等を使用するなど、確実に伝わるよう工夫している。 ・投てき物が落下する可能性のある場所に、生徒が立ち入らないようにコーンやネット等で明確に練習場所を区分している。
ヒヤリハット事例	・県内の高校でやり投げ練習時に投げた槍が地面で跳ね返って首に刺さり重傷を負った。 ・県内の高校でハンマー投げの練習中に防護ネットを突き破ったハンマーが隣のテニスコートにいた生徒の顔面に当たり重傷を負った。

(2) 陸上競技部（トラック・フィールド種目）

予想される危険	・他の部活動や種目等でボールなどが走路に入ってくる。
事故防止対策	・隣接するソフトテニス部と連携を取り、生徒同士の接触、ボールの直撃を避けるために、動作前に関声等で知らせる。
県内の取組事例	・声が聞き取りづらい状況では、ハンドマイク等を使用するなど、確実に声が伝わるよう工夫している。 ・投擲物が落下する可能性がある場所に、生徒が立ち入らないようにコーンやネット等で明確に練習場所を区分している。 ・早めに照明をつけ、障害物に気づきやすくする。
ヒヤリハット事例	・本校で気温が高い中、長距離の練習中に倒れ、走路に転がってきたボールを踏みそうになった。

(3) ソフトテニス

予想される危険	・選手同士が衝突する。 ・急発進急停止により関節を負傷する。 ・コート上のボールを踏んで足を負傷する。 ・ボールやラケットが体に当たって怪我をする。
事故防止対策	・顧問監視による練習メニューでの安全指導を行う。 ・生徒のみで複雑な練習をする場合、上記指導が行き届いた中で行うようにする。 ・こまめな水分補給のみならず負傷時には患部を水で冷やすことを徹底する。 ・不要なボールはできるだけコート外に出すよう指導する。 ・練習やプレー中は声を掛け合い、お互いの距離や動きが分かる状況を常に作る。
県内の取組事例	・怪我などの事例を生徒、顧問で共有し、同様の事例再発を避ける。
ヒヤリハット事例	・本校で練習中に相手の打ったボールが目当たり、後日通院した。 ・県内の高校で多球練習中に生徒がボールを踏み転倒した。

(4) バスケットボール

予想される危険	・コンタクトプレーによる負傷、脳しんとう等 ・給水不足による熱中症や脱水症状 ・周囲の確認不足による生徒同士の接触等による負傷 ・ストレッチやウォーミングアップ不足等による負傷
事故防止対策	・危険なプレーを防止するための指導（コンタクトの仕方、ルールの確認） ・適度な水分補給の機会確保 ・活動前の体調把握 ・活動前の周囲の安全確認 ・十分な準備運動とストレッチ ・指導者の応急処置手順や、指導者不在時の生徒への緊急時の対応確認の徹底
県内の取組事例	・アスレチックトレーナー等による怪我をしない準備と体作りのための講習を受講する。 ・滑りづらくするため厚めのワックスをフロアに塗布してもらう。体育館の整備として義務化されているフロア状態にする。
ヒヤリハット事例	・ゲーム形式の練習を行っていたところ、選手同士が衝突、転倒し後頭部を打った。 ・暑さ指数は高くなかったが湿度が高く、熱中症の危険があった。

(5) バレーボール

予想される危険	・床面に破損が生じた場合、スライディングしたとき刺傷等が予想される。 ・支柱及びネット巻取器並びにネット付属ロープが劣化した場合、ネットが弾け飛び打撲が予想される。 ・ジャンププレーの着地点にボールが転がり入った場合、足を捻挫することが予想される。
事故防止対策	・毎回準備段階で、床面を点検する。破損箇所にはラインテープ等で応急措置をしておく。 ・毎回準備段階で、支柱及びネット巻取器並びにネット付属ロープを点検する。 ・ジャンププレーの着地点にボールが入らないようボール拾いに留意する。また、ボールが転がり向かったら、プレーを止める声がけをする。 ・熱中症予防のため、暑さ指数計を設置し、指数が3.1以上の時は部活動を禁止にしている。
県内の取組事例	・接触事故の無いようにルールを厳しくしている。
ヒヤリハット事例	・スパイク時、ジャンプ後に他の選手の足に乗ってしまい、足首を捻挫する ・サーブ時に、至近距離でサーブしたボールが顔に直撃し、目を負傷。 ・スパイク時、空中姿勢が崩れ、着地に失敗し手首負傷。

(6) バドミントン

予想される危険	・同じ体育館で活動しているため、他の部のボールが入ってくる。 ・相手の打ったショットによって、シャトルが目を直撃する。 ・プレー中に転倒する
事故防止対策	・同じ体育館内で活動している部のボールが活動場所に転がってくる際は、すぐに声をかけてもらえるよう、他の部と連携を図る。 ・ネット前で攻撃されそうな場合は、ラケットで顔を覆ったり顔を背けたりする。 ・こまめに床を拭いたりゴミを拾ったりする。
県内の取組事例	・ゲーム開始時やインターバル中、またはラリー間にその都度、汗を拭いたり、ゴミを拾ったりする。
ヒヤリハット事例	・相手の打ったシャトルが目当たる。 ・パートナーのラケットが目や歯、顔に当たる。 ・スリップして転倒し足を捻挫する。

(7) レスリング

予想される危険	・コンタクトプレーによる負傷、脳しんとう等 ・給水不足による熱中症や脱水症状 ・周囲の確認不足による生徒同士の接触等による負傷 ・ストレッチやウォーミングアップ不足等による負傷
事故防止対策	・危険なプレーを防止するための指導（コンタクトの仕方、ルール、戦術の確認） ・適度な水分補給の機会確保 ・活動前の体調把握 ・活動前の周囲の安全確認 ・十分な準備運動とストレッチ ・指導者、生徒が応急手当手順や緊急時の対応を把握、確認
県内の取組事例	・首や腰などのケガが無いように特に首の準備運動を取り入れたウォーミングアップを入念に実施する事。 ・首や関節などを痛める可能性がある場合は試合や実戦形式の練習を止めること。 ・実戦形式の練習中は他のグループとの接触による事故が発生しない様に声を掛け合い、必要であれば選手の間に入り、流れを止めること。
ヒヤリハット事例	・接触事故の可能性：実戦形式の練習中に他のグループとの接触が発生しそうになった。事前に選手間で間に入り大きな接触事故には発展しなかった。 ・熱中症の可能性：夏場の暑い日にこまめな水分補給を怠り、選手が顔を赤らめる場面があった。

(8) 卓球部

予想される危険	・プレー中の卓球台や周囲にいる生徒との衝突の可能性がある。 ・ダブルスの場合、選手同士が接触する。 ・卓球台の準備・片付け時の怪我の可能性がある。 ・手を滑らせてラケットが前方へ飛び、相手選手に当たる可能性がある。
事故防止対策	・プレー中の危険な場面の想定を生徒と共有する。 ・プレー中の台に不用意に近づかない。 ・用具の点検を適宜行い、危険箇所はすぐに報告する。 ・卓球台の準備・片付けは、必ず複数名で行うことを徹底する。 ・フロア掃除を行い、足を滑らせない。
県内の取組事例	・大会で定期的に試合を中断し換気時間を設けて、熱中症予防に努める。
ヒヤリハット事例	・ダブルスの練習中にペアの足を踏んでしまい軽度の捻挫を起こした。 ・打球する際に台に手がぶつかり出血してしまった。 ・窓などを締め切ってプレーするため、軽度の熱中症を起こした。

(9) ウェイトトレーニング (各部共通)

予想される危険	・練習場所の未整理、安全具の未装備（プレートの左右のバランス確認、プレートが落下しないように留め具でしっかりと固定されているか、ベルトやシューズ、バンテージなど必要な安全具が装着されているか）。 ・用具の破損や器具の整備不良。 ・個々の能力以上による練習、誤ったフォームによる練習。 ・十分な準備運動を怠り、基礎基本の習得が不足。 ・周囲の安全確認、選手同士の声掛け、意思疎通の怠り。
事故防止対策	・使用前の器具、用具の安全点検を十分に行う。 ・ストレッチ等を練習の前後に必ず行う。 ・軽い重量からウォーミングアップを行う。 ・正しいフォームを身につける。 ・外したバーベルの整理整頓を行う。 ・利用者、補助員ともに使用上の決まりを守り、安全を最優先する。
県内の取組事例	・指導者による監視・指導の下でのみ使用許可。 ・借用届を出し3名以上で使用する。 ・トレーニングには補助員をつける。 ・プレートを落とさないようにストッパーをつける。 ・動作時の声出しによる確認と補助。

ヒヤリハット事例	・プレートを足元に落としそうになった。
----------	---------------------

(10) 学校外の施設を利用するなどの活動の場合

県内の取組事例	【その他・自転車での移動】 ・交通ルール、交通マナーの厳守。 ・自転車には所定のステッカーを貼る。 ・防犯登録・自転車保険への加入。
---------	---

(11) その他

上記（１）～（１１）以外の活動について

- ・他の人と組み合わせなど接触を伴う活動に留意すること。
- ・種目の特性や活動内容に応じた安全対策を講じて行うこと。
- ・気象状況の変化に応じた適切な活動を行うこと。

5 落雷事故の防止について

- (1) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月1日発行））によれば、厚い黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。
- (3) 気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報を活用すること。

5 熱中症予防（暑さ指数を用いた活動判断）

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等を判断します。

暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度	乾球温度	注意すべき生活活動の 目安	日常生活における注意事項 (日本気象学会)	熱中症予防のための運動指数 (日本スポーツ協会)	本校の判断
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起 こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。	運動は原則中止
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。	嚴重警戒（激しい運動は中止）
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休息） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。派手しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。	警戒（積極的に休息） 状況に応じて冷房等を活用する。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。	注意（積極的に水分補給）

6 熱中症予防チェックリスト

(1) 日常の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する（重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する

(2) 生徒への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する（運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする）
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数（WBGT）を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、できるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表す こともあることに注意する
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする（重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況により AED の使用も視野に入れる）
☐	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する

1 活動の方針

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、生徒の自主的、自発的な活動を推進する。
- (2) スポーツや芸術文化等に親しむ中で、責任感や連帯感を涵養する。
- (3) 生徒同士や生徒と部顧問等との好ましい人間関係を構築し、自己有用感を育むとともに、体罰やいじめなどを学校はもちろん社会においても許さない態度を育てる。
- (4) 部顧問は効率的・効果的な練習・活動等について積極的に研鑽すると共に、技術や競技力の向上に偏るのではなく、部活動と学習とのバランス、心身の健康や栄養など幅広い視野を持たせるよう指導する。
- (5) 部顧問は、練習時間や参加大会を精査し、生徒が部活動のみならず学校内外の様々な活動に参加することで一人ひとりの個性を伸長できるよう配慮する。
- (6) 部顧問は、ワークライフバランスの適正化に努め、授業や学校運営に係る業務の時間を確保しつつ心身の疲労回復ができるよう、部活動時間(練習試合や大会参加含む)と休養日を設定する。

2 活動のきまり

- (1) 部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに月ごとの活動計画及び活動実績を作成し校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に明示する。
- (2) 活動時間以外の活動や遠征・大会参加、合宿等については所定の手続きを経て行う。
- (3) 生徒は、部顧問の指導に基づき、役割や分担について十分に理解して行動する。
- (4) 生徒は、心身に不調あるとき、または、保護者の同意が得られないときは、部顧問に申し出て部活動に参加しないこととする。
- (5) 部顧問は部室及び施設や器具等について危険が無いか確認し、不具合がある場合には、校長、事務長に報告し改善等につとめる。
- (6) 部活動中に事故等が発生した場合は、顧問は家庭、校長等と連絡を取り適切に対処する。
- (7) 部顧問は、絶対に体罰をしてはいけない。また、いじめに繋がるような言動をしてはいけない。

3 活動時間・休養日

- (1) 部活動は、原則として部顧問が直接指導することとする。会議や出張等で顧問が立ち会えない場合は、副顧問その他の職員など責任の所在を明確にする。
- (2) 活動時間は、授業日は19時まで、休日等は8時30分から17時の間で適切な時間とする。
- (3) 原則として週1日の休養日を設定する。お盆や年末年始の学校閉庁期間、定期考査1週間前から考査終了までの部活動禁止期間等を合わせて、年間平均で週2日以上以上の休養日となるよう設定する。

4 その他

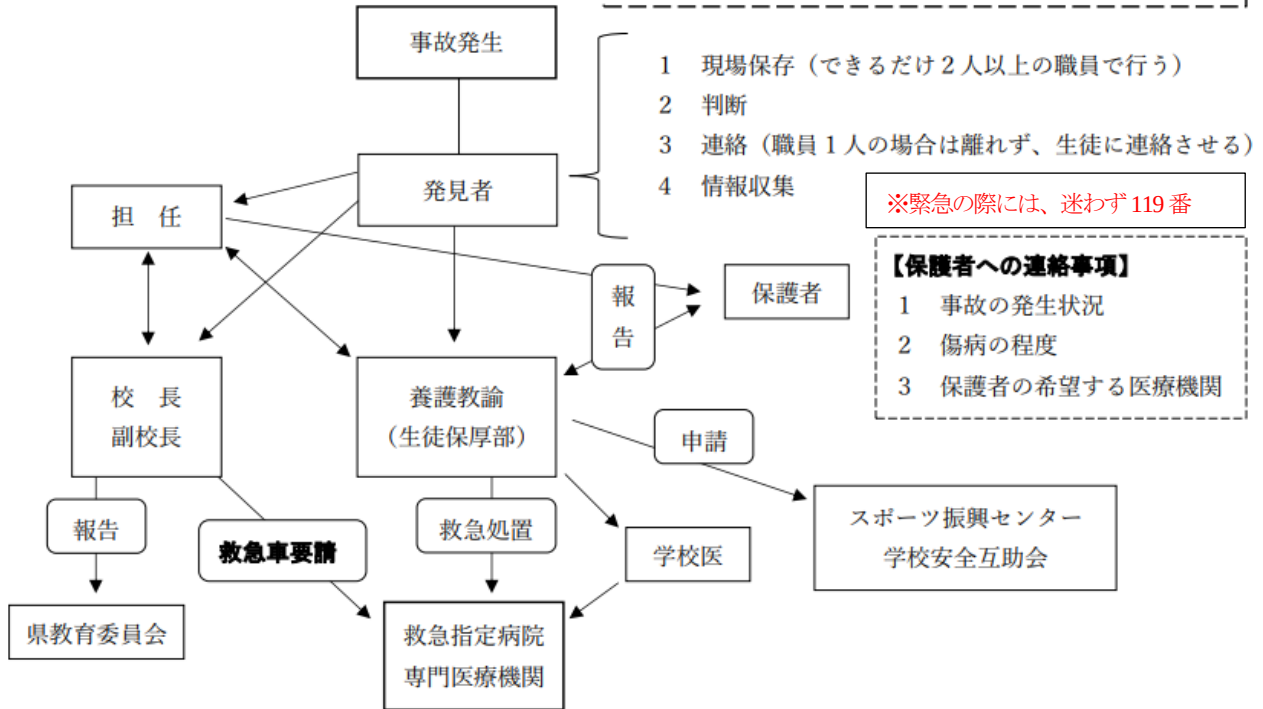
- (1) 部活動の実施に当たっては生徒の健康状態の把握に努めるとともに、体調が不安な部員や参加を希望しない部員は活動に参加させない。また校外活動については事前に保護者の同意を得ることとする。
- (2) 気象情報等にも留意し適切に対応する。

通常事故における救急車要請

◎救急車を要請する場合

【救急車（119）を要請する際の連絡事項】

- 1 「救急です（火事です）」（場所の目標も伝える）
- 2 「病気です（〇〇で怪我をしました。交通事故です）」
- 3 人数・性別・年齢・傷病部位・症状意識や呼吸の有無
- 4 通報者の名前
- 5 通報時の電話番号



【職員の役割分担】

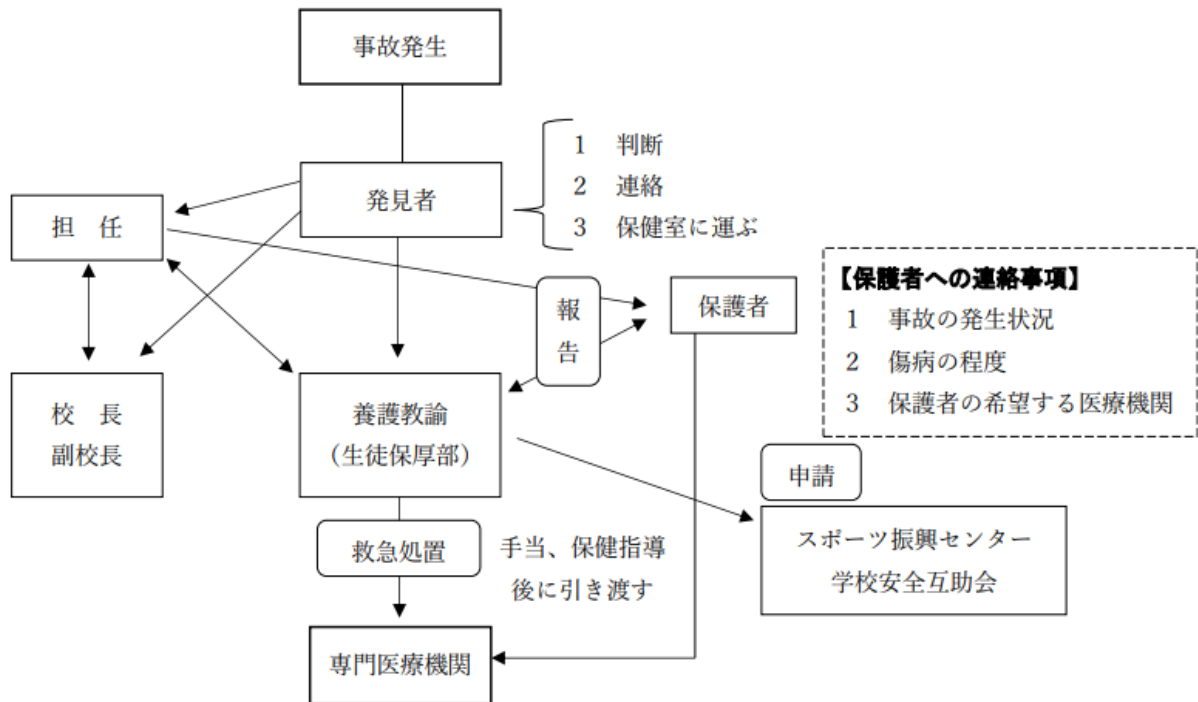
担 任	・校長や養護教諭と連絡を取り合いながら、保護者に連絡をする。 ・事故の発生状況を学年など他職員の協力を得て調査し、生徒を指導する。
養 護 教 諭	・職員や生徒の協力を得て、救急処置を行う。 ・担任や校長へ傷病の程度について連絡する。 ・担任と連絡を取りながら、保護者に傷病の程度・災害給付について連絡をしてもらう。
校 長・副校長	・救急体制の指揮を取る。 ・報告を受けて、救急車を要請する。
職 員	・担任や養護教諭に協力して、救急処置や生徒指導にあたる。

※担任不在時 → 副担任、学年主任、学年職員、部顧問があたる。

※養護教諭不在時 → 生徒保健厚生部職員がその任にあたる。

※放課後など → 該当学年、部顧問など

通常事故における病院移送（救急車を要請しない場合）



【職員の役割分担】

担 任	・養護教諭と連絡を取り合いながら、保護者に連絡をする。 ・管理職に報告をする。 ・事故発生について生徒指導上の問題があると思われる場合は、よく事情を調べて生徒を指導し養護教諭と連携して病院へ移送する。
養 護 教 諭	・救急処置を行い、医療機関を受診させるかどうか、どこで受診させるか判断をする。 ・保健指導を行う。 ・担任に連絡を取りながら、保護者に傷病の程度・災害給付申請について連絡してもらう。

※生徒の引き渡し → 医療機関に移送した場合、保護者に引き渡すまで学校職員が生徒に付き添う。

※担任不在時 → 副担任、学年主任、学年職員、部顧問が当たる。

※養護教諭不在時 → 生徒保健厚生部職員がその任にあたる。

※放課後など → 該当学年、部顧問など残っている職員でこれにたる。

【連絡先一覧】

●警察・事件・事故 110

消防署・火事・援助・事故 119

岩手県教育委員会事務局（県庁代表） 019-651-3111

学校教育室 019-629-6146

教職員課 019-629-6130

保健体育課 019-629-6188

●警察署

久慈警察署 0194-53-0110

種市交番 0194-65-2133

●消防署

洋野消防署 0194-65-6119

●主な医療機関

国保種市病院 0194-65-2127

県立久慈病院 0194-53-6131

中澤スポーツクリニック 0178-30-2020

おつとも脳神経クリニック 0178-41-1115

いとう整形外科・スポーツクリニック 0178-20-9941

●学校医

大関内科医院 0194-65-2311

西村耳鼻科 0178-24-3381

久慈眼科クリニック 0194-61-1530

青木歯科医院 0194-65-5353

リードファーマシー（薬剤師） 0194-65-2987